

扶桑町監査委員公表第3号

地方自治法第199条第1項の規定に基づき令和7年度工事監査を執行したので、同条第9項の規定によりその内容を公表する。

令和8年3月16日

扶桑町監査委員 間宮勝則

扶桑町監査委員 和田佳活

工事監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項に基づく監査

2. 監査の対象

公共下水道汚水幹線工事

3. 監査実施日

令和8年1月27日（火）

4. 監査の方法

対象工事の関係書類及び現地を確認し、疑問点を工事監督員、工事監理者、設計者及び現場代理人等に質疑することで、企画、計画、設計、積算、契約、施工管理、工程管理、安全管理の各段階における手続き、技術的事項、書類管理について監査した。なお、この監査は、調査の一部を公益社団法人 大阪技術振興協会に委託しており、その調査結果を参考にした。

5. 監査の結果及び意見

総括的には、概ね適正と認められた。

特に指摘する事項はありません。

しかしながら、一部に不適切と認められる事務処理が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、下記の事項について留意等されたい。

(1) 留意事項

① 契約保証金について

現金納付された納付済通知書の写しが担当課として整理ファイリングすること

② 施工体系図・施工体制台帳について

計画書に下請会社（地盤改良業者）が記載されていたので、「体系図」修正及び「施工体制台帳」を提出させること

③ 建設廃棄物処理について

(ア) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者との契約など適正に実施されていたが、舗装切断工の業者の収集運搬及び処分会社との契約書の写しが確認できなかった。建設リサイクル法第16条に基づき提出させること

(イ) 建設副産物情報交換システム登録証が確認できなかったので、登録証及び副産物情報交換システムの工事IDを確認すること

④ 安全管理について

立杭上部のクレーン装置付きトラック（推進課吊降し用）について、クレーン装置の点検表（定例・自主・始業前点検）記録を確認すること

(2) 要望事項

① 技術調査全般について

工程の段階ごとに必要な書類の作成や検査等を、チェックシートなど活用し、遺漏のないように実施し、効率的で適正な管理をされたい。

② 工事保険契約について

建設工事保険・賠償責任保険加入証明書（控え）を提出させること

③ 施工体系図・施工体制台帳について

竣工時に施行体制台帳を添付させると共に、注文書又は請書等で、下請業者に「法定福利費」項目として計上されているかの記載も併せて確認指導と竣工段階で再確認をすること

④ 履行報告書について

12月末現在出来高約51.0%であったが、出来高数値算出根拠を明確に示すこと

⑤ 愛知県土木工事現場必携1-13(5)に基づく建設業法等による工事現場掲示物について

(ア) 労働安全衛生規則第18条により作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を記載させるよう指導すること

(イ) 大気汚染防止法第18条の7及び石綿障害予防規則第1条により、掲示場所について「公衆の見やすい場所」と「工事関係労働者の見やすい場所」を区別するよう指導すること

(ウ) 建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる時、建設業法規則第25条に基づいた表記をするよう業者に指導すること

調査対象工事：公共下水道汚水幹線工事

1 工事内容説明者

調査出席者

産業建設部	部長兼下水道課	課長		鈴木 弘孝
〃	下水道課	工務グループ	主幹	長瀬 史郎
〃	〃	〃	統括主査	青木 久昇
〃	〃	〃	技師補	村上 葵尉
総務部	行政課	契約グループ	主事	鵜飼 託望

設計者 日本水工設計株式会社 名古屋支店

工事受注者 吉永・近藤特定建設工事共同企業体

現場代理人	樋口 夏 (吉永建設工業㈱)
主任技術者	久保 悦夫 (吉永建設工業㈱)
主任技術者	仙田 隆晴 (近藤建設㈱)

オブザーバー

吉永建設工業㈱	社長	吉永 健太郎
吉永建設工業㈱	専務	吉永 大介
吉永建設工業㈱	工事主任	渡邊 博孝

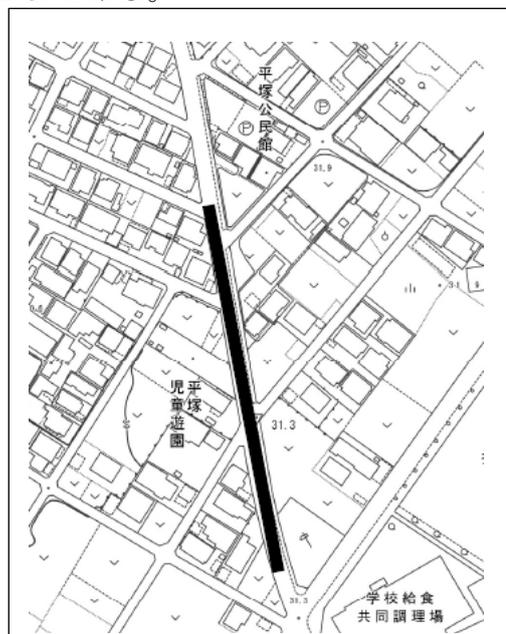
2 工事概要

(1) 工事場所 扶桑町大字柏森地内

(2) 工事内容

扶桑町公共下水道は、平成10年度から始まり、令和6年度末で全体計画413haのうち287haの整備が完了しているが、まだ未普及地域が126ha残っているため、概成に向け整備を進めているところである。

公共下水道幹線工事は、今後整備する扶桑第5処理分区の未普及地域の汚水を迎へに行くための扶桑第5-2号汚水幹線を延伸する。



(3) 工事概要

管推進工	149.6m	φ400mm HP
仮設工	1式	
マンホール工	1式	
補助地盤改良工	1式	
付帯工	1式	

- (4) 工事受注者
吉永・近藤特定建設工事共同企業体 【第1回目で落札】
(制限付一般競争入札(5者)、予定価格事前公表、電子入札)
- (5) 設計及び工事監理
設 計：日本水工設計株式会社 名古屋支店
工事監理：直営
- (6) 事業費
設計金額(税込) 107,713,100 円
契約金額(税込) 97,687,700 円
(うち消費税及び地方消費税 8,880,700 円)
- (7) 工事期間
令和7年9月26日から令和8年3月23日まで
- (8) 進捗状況 (令和7年12月末日現在)
計画出来高 40.5% 実施出来高 51.0% (計画より 10.5%早い)
- (9) 工事監督員
①総括監督員 長瀬 史郎 (下水道課 主幹)
②専任監督員 青木 久昇 (下水道課 工務G)
③主任監督員 村上 葵尉 (下水道課 工務G)

3 調査所見

3-1 書類関係

- (1) 契約保証金については、契約金額の10分の1の額を現金納付されていた。
9,769,000 円
【現金納付 契約金額の10%以上】
現金納付された金額控えを担当課として整理ファイリングしておくこと。
- (2) 前払金については、「扶桑町公共事業に要する経費の前金払取扱要綱」に基づき、請求なく支払いなし。
- (3) 入札状況について
・公告日 : 令和7年8月 8日
・参加申込期間 : 令和7年8月 8日 ~ 令和7年8月 25日

- ・ 確認通知書 : 令和 7 年 8 月 29 日
- ・ 入札受付 : 令和 7 年 9 月 16 日 ~ 令和 7 年 9 月 17 日
- ・ 内訳書開封 : 令和 7 年 9 月 17 日
- ・ 開札日 : 令和 7 年 9 月 18 日

本工事は、「扶桑町制限付一般競争入札実施要綱」「扶桑町建設工事等の入札に係る予定価格の事前公表に関する実施要領」「扶桑町電子入札実施要綱」に基づき適正に実施されていた。また、制限付一般競争入札（経営事項審査点数、地域条件など）の制限をつけ、適正に施行されていた。

【土木一式工事】

見積り期間は、「令和 7 年 8 月 9 日（公告翌日）～令和 7 年 9 月 17 日」であり、建設業法第 20 条第 3 項、建設業法施行令第 6 条第 1 項に規定された必要な見積り期間（予定価格が 5,000 万円以上の工事については、15 日以上）は確保されており、適正であった。

（４）契約関係書類

工事請負契約書は、「扶桑町公共工事請負契約約款(改訂 2024 年 4 月 1 日)」を添付し適正に作成されていた。

（５）現場代理人及び主任技術者届^{※1}、工事下請負届等

「現場代理人及び主任技術者届」は適正に整備されていた。

「施工体系図」「工事下請負届」は共に整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者資格の写しと共に整理されており、適正であった。

【参考 監理技術者制度運用マニュアル】

※1 主任技術者と監理技術者とは、
 建設業の許可を受けている業者は、請負った建設工事を施工するときはその工事現場を技術的に管理する者を置かなければなりません。
 それが主任技術者（工事の規模が小さい場合に必要）と監理技術者（工事の規模の大きい場合に必要）です。
 基本的には主任技術者を置けば大丈夫ですが、**特定建設業者が元請として 5000 万円（建築一式工事の場合 8000 万円）以上を下請けに出す場合は主任技術者ではなく監理技術者が必要になります。**

（６）監督員通知

建設業法第 19 条の 2 第 2 項の規定により工事受注者に書面で通知し適正であった。

（７）建設業退職金共済制度^{※2}

受注者は、建設業退職金共済制度に加入している。

「掛金収納書」を確認した。

※2 建設業退職金共済制度は、建設工事に従事する労働者のために、中小企業退職金共済法に基づき創設された制度で、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に寄与することを目的として創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

(8) 工事保険契約

建設工事保険・賠償責任保険加入証明書(控え)を提出させることが望まれる。

【扶桑町公共工事請負契約約款 第46条より】

(火災保険等)

第46条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による險以外の保険にしたときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

3-2 設計・積算に関する書類

(1) 設計に関する書類

【設計方針】

本路線は土被りが4.8~5.5mと深く、交通量が比較的多い道路での施工となるため、小口径管推進工法を採用した。

接続する下流路線は既設であり、既設マンホールの占用位置は道路西側である。そのため、立坑位置は既設マンホールの占用位置が道路の西側であること及び道路東側にはガス管中圧A※φ400SWが埋設されているため、道路西側とした。

本計画污水管の占用位置付近の土質性状は玉石混り砂礫(玉石の一軸圧縮強度;262MN/m²※程度)であることから泥土圧方式(圧送排土式)を採

用した。

【参考】

※ガス管中圧A

一般的に、0.1MPa以上、0.2MPa未満の圧力範囲を指します。主に家庭や小規模な商業施設に供給されることが多い。

※MN/m²

1MN=1000KN=1000000N

(2) 実施設計について

当該設計は、「日本水工設計株式会社名古屋支店」に委託していた。

設計図書を確認した。適正であった。

設計プロセスは、事前調査から妥当かつ適正と判断される。

また、その業務委託設計をもとに、担当課にて発注に伴う詳細設計を実施し、発注者として適正な設計を行っていた。

【設計】

実施設計委託業務者「日本水工設計株式会社名古屋支店」

「公共下水道実施設計委託業務報告書（令和7年3月）」を確認した。本設計は、玉石混じりの礫質地盤である。比較対象工法の抽出がなされ工法設定を実施していた。適正な調整及び協議を行い適切に実施していた。

(計画、調査、実施設計に使用した基準、指針)

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	下水道施設計画・設計指針と解説	公益社団法人日本下水道協会	2019年版
2	下水道維持管理指針	公益社団法人日本下水道協会	2014年版
3	小規模下水道施設マネジメント指針と解説	公益社団法人日本下水道協会	2024年版
4	下水道管路施設設計の手引	公益社団法人日本下水道協会	1991年版
5	下水道施設の耐震対策指針と解説	公益社団法人日本下水道協会	2014年版
6	下水道施設耐震計算例 管路施設編	公益社団法人日本下水道協会	2015年版
7	下水道推進工法の指針と解説	公益社団法人日本下水道協会	2010年版
8	下水道マンホール安全対策の手引き（案）	一般社団法人日本グラウンドマンホール工業会	平成11年3月版
9	水理公式集	公益社団法人土木学会	2024年版
10	コンクリート標準示方書	公益社団法人土木学会	2022年版
11	トンネル標準示方書（シールド工法編） ・同解説	公益社団法人土木学会	2016年版
12	トンネル標準示方書（山岳工法）・同解説	公益社団法人土木学会	2016年版
13	トンネル標準仕方書（開削工法編）・同解説	公益社団法人土木学会	2016年版
14	道路技術基準通達集	国土交通省道路局企画課	2002年版
15	道路構造令の同解説と運用	公益社団法人日本道路協会	令和3年3月版

16	道路土工－仮設構造物工指針	公益社団法人日本道路協会	平成11年3月版
17	道路土工－擁壁工指針	公益社団法人日本道路協会	平成24年度版
18	道路土工－カルバート工指針	公益社団法人日本道路協会	平成21年度版
19	共同溝設計指針	公益社団法人日本道路協会	昭和61年3月
20	道路橋示方書・同解説	公益社団法人日本道路協会	平成29年11月

(3) 積算に関する書類

【コスト縮減】

推進施工について推進管延長（標準管、短管）、スパン数（1スパン、2スパン）、管種（ヒューム管※、レジン管※）で検討を行い、最安価となる施工方法（標準管、1スパン、ヒューム管）を採用した。

※ヒューム管

ヒューム管とは、鉄筋コンクリートでできた円筒形の管（パイプ）のことで、特に、「遠心力成形法（ヒューム式遠心力成形）」と呼ばれる方法で製造されている。

※レジン管

レジンコンクリート管は、鉄筋を配した型枠に、練り混ぜたレジンコンクリートを投入し、遠心力成形により製造する。素材となるレジンコンクリートは、高強度で耐食性、耐塩害性、耐摩耗性等に優れる。

1) 積算に関する書類

積算基準は、愛知県発行の「積算基準及び歩掛表（その1）」及び、「設計単価表」等により適正に算出されていた。

また、物価資料（「建設物価」「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の多い方の桁を決定額の有効桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

2) 数量算出及び照査方法

当該工事の設計調査業務の際に、設計コンサル事務所による照査を行っている。

また、併せて、工事の発注の為の設計書作成の際、扶桑町職員（設計者及び検算者）による照査を行う。

3) 工事設計書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

(単価、歩掛、積算、設計書作成に使用した基準、指針)

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	積算基準及び歩掛表 (その1)	愛知県建設局	
2	土木工事標準仕様書	愛知県建設局	
3	建設物価	(財)建設物価調査会	
4	積算資料	(財)経済調査会	
5	エースモール工法 技術・積算資料	エースモール工法協会	2025年4月
6	推進工法用設計積算要領	日本推進技術協会	2024年版
7	推進工事用機械器具等損料率参考資料	日本推進技術協会	2022年6月
8	推進工事用機械器具等基礎価格表	(財)建設物価調査会	2024年版
9	推進工事用機械器具等基礎価格表	(財)経済調査会	2024年版
10	下水道設計単価提供業務	日本推進技術協会	2025年4月

3-3 施工に関する書類

(1) 現場代理人及び主任 (監理) 技術者等

「現場代理人及び主任技術者届」、契約段階の工程表などは契約後5日以内に適正に提出させていた。

(2) 関係諸官庁への届出

「特定建設作業実施届出書」等必要な手続きは的確に実施され、関連書類も適正に整備・保存されていた。

(3) 工事カルテ

本工事は、工事カルテの作成と(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事实績情報システム)登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(4) 施工体系図及び施工体制台帳

オ 施工体系図・施工体制台帳

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させている。

建設業法と入札契約適正化法は、平成27年4月1日より、金額に関わらず全ての公共工事に「施工体制台帳」の提出が義務付けられる。

(建設業法24条の7)入札契約適正化法の規定及び建設業法第19条、「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日建設省通知)より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。

エースエンジ株式会社の下請負会社(地盤改良業者)が記載されていた。施工計画書に記載されていたので、「体系図」修正及び「施工体制台帳」を提

出させること。

竣工時に施工体制台帳（2次以降の請負契約の写し等：愛知県建設部土木工事現場必携第2章書類関係2-2書類作成の手引き P2-74 p93 より）を添付させると共に、注文書又は請書等で、下請業者に「法定福利費」項目として計上されているかの記載も併せて確認指導をお願いする。竣工段階で再確認をお願いする。

施工体制の適正化に向けての 現場点検の手引き（案） 【第15版】

令和7年4月1日一部改定 愛知県建設局

【Q：4-7】 【愛知県 土木工事現場必携 P.526 より】

請負代金内訳書の法定福利費について 請負代金内訳書に法定福利費を明示する必要があるのか。また、法定福利費はどのように算出するのか。

【A】 社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、さらに個々の技能労働者まで適切に支払われることが重要である。適切な支払いにつなげるため、請負代金内訳書に法定福利費を明示することが、愛知県公共工事請負契約約款に明示されている。

算出方法は建設企画課の Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsukikaku/doboku-houteihukuri.html>) に「法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出及び公表・確認について」が掲載されているので、これを参考に法定福利費を明示した請負代金内訳書を作成すること。また、国土交通省の Web ページにも詳しい計算方法が公表されているので、参考にすること。

【参考1】

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第14条の2）
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。（公共工事入札契約適正化法第15条第1項）
- 公共工事においては、H27.4.1以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。（公共工事入札契約適正化法第15条第1項）
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては10年間）保存することが義務づけられている。（建設業法第40条の3、施行規則第26条第2項ハ、施行規則第28条）

(5) 工程管理

施工計画に実施工程表が、作成提出され整備されていた。

工事監理者が、出来高数値を確認しており、工程管理は適正であった。

(6) 履行報告書

前月までの履行状況を毎月5日までに実施工程表により提出させていた。
適切に進捗出来高数値を把握していた。履行報告書を提出させ、適切な進捗管理がなされていた。

12月末現在出来高約51.0%であったが、出来高数値算出根拠を明確に示すことが望ましい。

「サンプル例」

工事履行報告書 (サンプル)

契約番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 報告日：令和7年1月31日 (契約日から 〇〇 日)

記載 工事名：〇〇線道路改良工事
 工事期間：令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日 (〇〇 日間)
 請負者名：〇〇建設 株式会社

工種等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	見積額① (円)	構成比② (%)	進捗率③ (%)	出来高金額④ (円)	備考
														自動計算	自動計算	自動計算	
道路土工	予定												5,332,702	23.53	90.00	4,789,431	
	実施																
法面工	予定												7,472,446	32.97	60.00	4,483,467	
	実施																
擁壁工	予定												423,788	1.87	50.00	211,899	
	実施																
石・ブロック積工	予定												2,941,667	12.98	50.00	1,470,833	
	実施																
排水構造物工	予定												1,060,589	4.68	40.00	424,235	
	実施																
構造物撤去工	予定												732,502	3.23	20.00	146,500	
	実施																
舗装工	予定												840,420	3.71	0.00	0	
	実施																
防護構工	予定												203,760	0.90	0.00	0	
	実施																
区画線工	予定												43,310	0.19	0.00	0	
	実施																
仮設工	予定												3,440,508	15.18	40.00	1,376,203	
	実施																
雑工	予定												174,588	0.77	50.00	87,299	
	実施																
	予定																
	実施																
合計													22,666,300	100.01		12,999,867	
																57.35%	

注1 見積額①は、直接工事費ベースで記入すること。
 注2 構成比②は、見積額①の合計に占める各工種等毎の構成割合を記入する。端数取上り、100%にならない場合がある。
 注3 進捗率③は、各工種等毎に報告時点の状況を記入する。
 注4 出来高金額④は、各工種等毎に見積額①に進捗率③を乗じて算出し、それぞれ記入する。
 注5 出来高進捗率⑤(出来高金額合計÷見積金額合計)は50%以上であること。
 注6 工程表の記入については、契約時に提出した工程表等に基づき作成すること。
 注7 内容を確認後は、「1 認定」又は「2 不認定」のいずれかに○印を付け、不認定の場合はその理由を記入すること。

確認欄		
総括監督員	主任監督員	担当監督員

※総括監督員を指名していない場合には、所属長とする。

(7) 施工計画書

作業手順に従い工種毎に施工計画を提出させていた。品質及び出来形が設計図書に適合するよう適切に作成させていた。

(8) 工事材料関係の書類

使用材料承認願などは、工事受注者から監督員に提出させ、適正に整備されていた。

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者、工事監理者から監督員に提出させ、適正に整備・保管されていた。また、使用材料の外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料も同様に提出させ適正であった。

(使用材料承諾願、試験・検査済証)

No	使用材料	承諾願(○印)	試験・検査項目
1	薬液注入材	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> No1~No14 確認した </div>
2	推進用レジンコンクリート管	○	
3	推進用作泥材	○	
4	鋼製覆工板	○	
5	受桁、桁受材	○	
6	ライナープレート	○	
7	生コンクリート	○	
8	モルタル	○	
9	再生密粒度アスコン	○	
10	再生粗粒度アスコン	○	
11	アスファルト乳剤	○	
12	再生碎石	○	
13	仮配水管	○	
14	飛散防止版	○	

(9) 打合せに関する書類

関係者協議や打合せは適時に実施されており、関係書類も整備・保管されていた。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再生資源利用（促進）計画書及び実施書は適正であった。

(2) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者との契約など適正に実施されていた。しかし、舗装切断工の業者「有限会社春日井カッター」の収集運搬及び処分会社との契約書の写しが確認できなかった。再確認すること。

【参考】

カッター汚泥は、「産業廃棄物」として適切に処理をするように決められている。
2012年3月、環境省と国土交通省より通知が出されており、違反した場合は罰則の対象ともなる。地面に浸透させたり、側溝に流してしまったりすると、不法投棄と見なされるため、誤った方法での処理は行わず、正しい方法での処理を行うこと。

(3) 産業廃棄物処理業者との契約書の保管整理が適切に実施されていた。産業廃棄物管理票（マニフェスト）は工事完了後に整理し、写し及び集計表を提出するとのことである。

(4) 建設副産物情報交換システム登録証が確認できなかった。

「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」登録証を提出させること。
また、登録証及び副産物情報交換システム【工事ID・】を確認すること。

【愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 16条より】

(リサイクル状況の集約への協力)

第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容を COBRIS に登録し、工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとする。

※建設副産物情報交換システム「COBRIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・特記仕様書などで、入力を義務づけられる。

【参考 愛知県建築工事事務の手引き】

- ・「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」は、次のURLに掲載されている。<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html>
- ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS/コブリス）」により作成する。
- ・次のものを添付する。
 - ア) 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し
 - イ) 収集運搬、処理業者の許可証の写し（請負者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの）
 - ウ) 廃棄物処理委託契約書の写し（請負者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの）
 - エ) 請負者が契約した処分場までの運搬ルート図 写し **COBRIS 登録**
 - オ) 工事場所から再資源化または最終処分場までの流れ、収集運搬業者、処分業者（処分施設）を記載した表（**フロー図等**）
 - カ) 収集運搬業者の運搬車両一覧表
- ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第7条第1項、同条例施行規則第3条各項の規定に工事請負契約時にリサイクル法による説明を行った場合で、処理を説明書に記載した施設から変更した施設で行う場合は、事前に発注者の承諾を得た上で、工事請負契約の変

更が必要となる。

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項 目	産 業 廃 棄 物		土 捨	
1	産業廃棄物種類	汚泥	Co, As殻		
2	委託契約書(有/無)	有	有	有	
3	処分業許可証(有/無)	有	有		
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有	有		
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有	有	有	
6	マニフェスト管理(有/無)	有	有		

3-5 安全管理に関する事項

- (1) 安全管理の為の組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。
- (2) 作業員への安全管理は、毎日のツールボックスミーティング及びKY(危険予知)活動記録で周知徹底がなされていた。
- (3) 立坑上部のクレーン装置付きトラック(推進課吊降し用)について
クレーン装置の点検表(定例・自主・始業前点検)記録を確認すること。

(工事管理記録、安全管理標識掲示：実施中項目に□印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
日報・週報・月報 □品質管理・□出来型管理・納品管理 グリーン購入法適合製品の購入 □打合せ簿・指示書・□実施工程管理表 工事写真帳	朝礼・安全会議記録 □安全パトロール記録 □新規入場者教育ノート □建設業許可票・□労災保険成立票 □施工体制体系図・□緊急連絡体制図 □建設業退職金共済制度適用事業主現場標識

4 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) 建設業法等による工事現場掲示物「愛知県土木工事現場必携 1-13 (5)」より
 - ア 掲示物の記載方法等について、請負業者への指導徹底をお願いします。
 - イ 掲示場所について、「公衆の見やすい場所」と「工事関係労働者の見やすい場所」を区別すること。【愛知県 土木工事現場必携 P.18の表を参照】

建設業法等により工事現場への掲示が必要な許可票等（愛知県土木工事現場必携）

掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘要
建設業の許可票	公衆の見やすい場所	元請業者のみ (緩和処置)	建設業法第 40 条 同法施行規則第 25 条
施工体系図	工事関係者が 見やすい場所 及び公衆が見 やすい場所	下請負契約を締 結した場合	建設業法第 24 条の 7 第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進 に関する法律第 15 条 標準仕様書 p1-9 第 1 編 1-1-12 第 2 項
再下請負通知書の 提出案内 注)	工事現場の下 請負人が見や すい場所	施工体制台帳作 成対象の工事	建設業法施行規則第 14 条の 3 第 1 項
建設リサイクル法 通知済ステッカー	工事現場の標 識など公衆が 見やすい場所	同ステッカーを 監督員から受領 した工事	標準仕様書 p1-14 第 1 編 1-1-21 第 7 項
労災保険関係成立 票	労働者に見や すい場所	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第 49 条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 施行規則第 77 条
「建設業退職金共 済制度適用事業主 工事現場」の標識	工事現場また は事業場内	建設業退職金共 済制度に該当す る工事	標準仕様書 p1-42 第 1 編 1-1-49 第 5 項
作業主任者一覧表	関係労働者が 見やすい箇所	作業主任者を選 任しなければならない工事	労働安全衛生規則第 18 条 作業主任者の氏名及び <u>その者に行なわせる 事項を記載</u>
解体等工事の事前 調査結果	工事関係者が 見やすい場所 及び公衆が見 やすい場所	建築物等の解 体、改築、補修作 業を伴う工事	大気汚染防止法第 18 条の 7 石綿障害予防規則第 3 条

注) 再下請負通知書の提出案内の工事現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所（注 1）まで、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

（注 1）提出すべき場所を明確に記載すること

【参考】

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合（規則第25条、規則別記様式第29号）

建設業の許可票			
商号又は名称		一括有期（継続事業の為） 成立した年月日	
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無	専任	
資格名	資格者証交付番号	監理技術者の資格者証の番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事		許可()第 号
許可年月日		横35cm以上	

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、監理技術者を配置する場合には、「監理技術者の氏名」とし監理技術者の氏名を記載
2. 「専任の有無」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者の専任を要する場合には、「専任」と記載
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条の第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載
4. 「資格者証交付番号」の欄は、専任を要する監理技術者を配置する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載
6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

労災保険関係成立票の記入について

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	年 月 日
労働保険番号	
工事期間	自 年 月 日 至 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

労災保険には単独有期事業と一括有期事業に分かれる。

請負金額 1.8億円未満かつ概算保険料が160万円未満 一括有期事業

1.8億円以上または概算保険料が160万円以上 単独有期事業

単独有期事業はその工事単独で労災保険に加入する

一括有期事業は年度内の工事を一括で処理する

- ① 保険関係成立年月日 一括有期事業 ...会社設立当時、会社が保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日、又は毎年の更新日
 単独有期事業 ...単独工事の保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日
- ② 労働保険番号 保険関係成立届に記載されている番号
- ③ 工事期間 着工日～工事完了予定日(その工事について作業員が作業する期間で工期とは限らない)
- ④ 事業主の住所氏名 事業主の住所氏名
- ⑤ 注文者の氏名 注文者の氏名
- ⑥ 事業主代理人 労災保険代理人選任届により、代表者の代理として労災保険の手続きをした人を記入する。
 代表者名で労災保険の申請手続きをしていれば、事業主代理人の欄は空欄となる。
 (注意) 事業主代理人は現場代理人とは異なる。ただし、単独有期事業において労災保険代理人として現場
 代理人が手続きすれば、現場代理人が事業主代理人となる。

5 技術調査全般

工事監査により、書類の検査、工事实施状況を確認した。

今回の監査は、サンプリング監査であり細部まで検証できなかったが、各種届出書や施工計画、工事報告書など工事監理者及び工事監督員による施工管理(工程内検査、施工段階確認検査)も適切に実施されおり、適正であった。

施工箇所も受注者の管理体制が整い、見映え良く適正な品質管理状況を確認した。今後、工程の段階ごとに必要な書類の作成や検査等を、チェックシートなどを活用することで遺漏のないように実施し、効率的で適正な管理をされたい。

発注者は指導的立場により、適切な指示・指導を行い、受注者は地域貢献活動など地元とのコミュニケーションを図り、第三者災害のないよう施工中及び工事終了後の安全管理の徹底をすることにより無事故・無災害での完成をお願いする。

以上

文書中の下線部は、

_____ : 留意事項

..... : 今後に向けての検討要望事項 である。

